

硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費

12百万円（7百万円）

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下硝酸性窒素等）については、地下水環境基準の超過率が最も高く、地域によっては広域的な地下水汚染が継続しており、その対策は急務である。また、平成26年4月に公布された水循環基本法の下、健全な水循環の維持・回復等のため、流域の総合的かつ一体的な管理を推進する必要がある。

硝酸性窒素等による地下水汚染の原因は、過剰な施肥、家畜排せつ物や生活排水の不適切な処理等にあり、窒素源が面的かつ多岐にわたること、また、地域によって汚染メカニズムが異なることから、総合的な対策を行う必要がある。このため、国、地方公共団体及び流域の関係者が一体となって取り組む枠組みを構築し、地域に応じて最適な施策を組み合わせ、硝酸性窒素等に関する地域総合対策を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

対策が急務となっている地域（経済的・文化的に価値の高い地下水資源が存在し、硝酸性窒素等による地下水汚染が顕在化している地域等）に対し、関係者の参画する協議体を設置し、実態調査やシミュレーションの結果を踏まえ、地域に応じた総合的な対策計画を策定する。また、地域における成功事例を盛り込んだ「総合対策ガイドライン」を策定し、地域総合対策の全国展開を促進する。

3. 施策の効果

- ・ 硝酸性窒素等に関する地域総合対策制度を構築し、対策が急務となっている地域において実施することで地下水流域における窒素の収支バランスを適正化する。
- ・ 産業活動や生活の基盤である地下水の価値向上により、地域を活性化する。



硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費

平成27年度要求額
12百万円（7百万円）

事業目的・概要等

事業概要

- 対策地域において、関係者による協議会を設置し、実態調査等を踏まえ、地域に応じた総合的な対策計画を策定し、硝酸性窒素に関する地域総合対策を推進する。
- 成功事例を取り込んだ総合対策ガイドラインを策定し、地域総合対策制度（仮称）の普及を図る。

事業スキーム

請負対象：民間事業者、実施期間：4年間

期待される効果

- 地下水における窒素収支バランスの適正化、汚染の解消
- 産業・生活基盤である地下水の価値向上による地域活性化

背景・目的

- 平成26年4月に公布された水循環基本法のもと、健全な水循環の維持・回復のための施策の総合的・一体的な推進が必要。
- 特に硝酸性窒素は、地下水環境基準の超過率が最も高く、地域によっては広域的な汚染が継続しており、健全な水循環の維持・回復の上での喫緊の課題。
- その主な発生源は施肥、家畜排せつ物、生活排水など、面的かつ多岐にわたり、従来の点源排出規制では効果が現れにくいことから、国・自治体等関係者が密接に連携し、地域に最適な施策を組み合わせ、総合的な対策を行うことが必要。

産業・生活の基盤である地下水



(熊本市) 水道水源井戸

(安曇野市) 湧水とわさび田

硝酸性窒素による汚染が
地域的・広域的に継続

面的かつ多様な発生源

→点源規制・全国一律対策では不十分

イメージ

